

令和２年度（２０２０年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

教育委員会事務局

(2) 対象事務

令和２年（２０２０年）４月１日から令和２年１１月３０日まで
に執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和３年（２０２１年）１月５日から令和３年５月２１日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（学力向上推進事業費）

- ア 違法，不当または不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
- ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。
- エ 支払時期は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり改善等を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

学校管理費で予算執行している不用理科薬品処理事業において，理科薬品の管理が徹底されていないため，不明薬品として処理する学校が一部見受けられるなど，北海道教育委員会が策定した「理科薬品等の取扱いに関する手引」に定める取扱いが遵守されていないものがあった。

このことは，薬品を記録しないまま長期保管している，管理責任者等の担当職員の異動による引継ぎが不十分等の理由により，適正な管理体制が施されていないことが原因の一つであると思料されるが，学校で扱う理科薬品の中には，劇物などの危険な薬品も含まれていることから，厳重な管理が求められるものであり，また，受払・点検記録簿等の適正管理が徹底されていない場合，盗難や不正流出，火災等の重大事故につながり，児童生徒の安全を脅かすおそれがあることから，手引に従い適正な管理を図ることはもとより，実効性のある薬品管理体制の確保に努められたい。

(2) 意見

ア 予算の執行

学校管理費で予算執行している消防用設備保守点検業務の一部については、函館市契約条例施行規則（昭和39年規則第4号）第30条の5第1項に基づき、一施設ごとに予定価格を設定し、財務部調度課において見積合せにより業者を選定していたが、選定の結果、同一業者が複数の施設の業務を請け負っていた場合に、教育委員会事務局において、これら複数の施設の契約をまとめて一件の契約として締結していた。

その結果、契約金額が随意契約の方法によることができる予定価格を超えていたものがあった。

また、一の施設に契約変更事案が発生した際の変更後の金額の算定方法など、想定される事案についての検討がなされないまま事務を執行していた。

随意契約による場合においては、公正性の面から慎重かつ厳格に行うべきであることから、適切な事務の執行に努められたい。